住宅改修補助金について

補助金の額

住宅改修に要する費用（消費税を除く 10 万円以上）の 10%相当額で、上限 10 万円です。

補助金を申請できる人（以下のすべてに該当する人が対象です）

（1）住宅の所有者で、補助金の請求時に当該住宅に住んでいる。
（2）世帯全員（18 歳以上）に市税の滞納がない。
（3）本制度による補助金を過去に受けたことがない。
（4）暴力団関係者ではない。
（5）市内の施工業者が請負い、その工事費が 10 万円以上（消費税等除く）の工事である。
（6）令和 8 年 3 月 31 日までに工事が終わり、完了届が提出できる。

申請における注意点

・申請については右側記載の交付申請の流れに沿って手続きをお願いします。

・代理人が書類を提出する場合は**委任状**が必要となりますので申請人以外が書類を提出する場合は必ず**委任状の添付**をお願いします。

・市税の滞納がない証明は申請書に添付する住民票に記載された 18 歳以上の人（高校生を含む）全員の証明が必要です。（住民票、市税の滞納がない証明は３ヶ月以内のもの）

・対象となる工事は居住の用に供する部分のみです。併用住宅の店舗部分や居住スペースのないガレージや納屋は対象外です。また新築や建替えに関する工事も対象外です。

・市の他の制度の補助金を併用する場合は、他の補助金の対象となった工事費を除いた額の 10%(上限 10 万円)がこの制度の補助金の額となります。

・補助金申請後は、工事費が増額となっても、**補助金は増額できません。**また交付決定後であっても予定していた工事を行わなかった等、工事内容に変更がある場合は、補助金の額が減額となる場合があります。

※この補助金は予算額に達した時点で受付を終了します。

交付申請の流れ

商工観光課に事前相談
(事前に手続き等確認したい場合)

⇩

交付申請 Ⅰ

Ⅰ申請時の必要書類
①交付申請書（様式第 1 号）
②委任状（代理人が提出する場合のみ）
③世帯全員が記載された住民票
④世帯全員（18 歳以上）の市税の滞納がない証明
※住民票と市税の滞納がない証明は 3 ヶ月以内のもの
⑤建物の所有者が確認できる書類の写し
（固定資産税の納税通知書、登記簿、名寄帳など）
⑥市内施工業者が発行する改修工事見積書の写し
⑦改修工事設計書（図面等）

⇩

１カ月程度

交付決定通知

不交付決定通知
(補助条件不一致の場合)

⇩

必ず交付決定通知を受け取ってから
工事着手してください

工事着手 ⇨ **工事変更申請 Ⅱ**
(工事に変更がある場合)

Ⅱ工事に変更がある場合の必要書類
※工事費が増額となっても補助金の増額はできません
①変更申請書（様式第 3 号）
②委任状(代理人が提出する場合のみ)
③変更後の工事見積書の写し
④変更工事設計書（図面等）

⇩

工事の施工前・施行中・施行後の写真を 2～3 枚ずつ記録してください

変更承認通知

不承認通知
(補助条件不一致の場合)

⇦

工事完了

⇩

補助金の請求 Ⅲ

Ⅲ補助金請求時の必要書類
①工事完了届（様式第 5 号）
②委任状（代理人が提出する場合のみ）
③工事完了証明書（様式第 6 号）
④工事代金支払領収書の写し
⑤工事写真（施行前・施行中・施行後）**(工事を行った工程がわかるように撮影してください)**
⑥住宅改修工事補助金請求書（様式第 7 号）
⑦転居又は転入後の世帯全員が記載された住民（交付申請時、対象住宅に住んでいない場合）
⑧アンケート用紙

⇩

補助金の交付

対象工事・対象外工事一覧

	工事内容	筑紫野市の他課の制度
対象工事	屋根のふき替え工事	
	屋根、外壁の塗装工事	
	壁、床及び天井の改修工事	
	玄関等出入口の改修工事	
	建具(襖、障子、畳等)の改修工事	
	通路、塀、フェンス、門扉などの外構工事	**ブロック塀撤去費補助金（都市計画課）** 道路に面した危険ブロックの撤去費補助
	既存のウッドデッキ・ベランダ・バルコニーなどの改修工事	
	浴室・キッチン・トイレ・洗面所等の改修工事	
	温水・洗浄等機能付きの便座への改修工事	
	上下水道接続に伴う改修工事	
	シックハウス対策に伴う改修工事	
	窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更工事	
	省エネ設備（エコキュートなど）の設置、更新工事(太陽光発電設備を除く。)	**住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金（環境課）** 太陽光発電システム、エネファーム、住宅用蓄電池の設置費補助（再生可能エネルギーの設備）
	壁、床、天井等への断熱材の設置工事	
	玄関、アプローチ又は浴室などの段差解消工事	**介護保険居宅介護(予防)住宅改修費（高齢者支援課）** 介護認定を受けている方の住宅改修費補助
	階段、廊下、浴室又はトイレ等への手すりの設置工事	
	車椅子で使用できる出入口、浴室・トイレ等の改修工事	**居宅生活動作補助用具（生活福祉課障がい者福祉担当）** 身体障がい者手帳をお持ちの方または難病患者等のための手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の補助※介護保険対象の方は介護保険が優先となります
	廊下又は浴室の床の滑りにくい床材への変更工事	
	基礎部分の補強工事	**住宅性能向上改修工事等補助（建築課）** S56年3月31日以前に建築され耐震診断を受けた住宅の改修・建替え等に伴う除却工事費の補助
	筋かい、構造用合板等による壁の補強工事	
	柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化工事	
	その他上記の工事に類するもの	
対象外工事	冷蔵庫・洗濯機・エアコンなどの家電の購入及び設置	
	改修工事を伴わないシロアリ駆除、その他の防虫・消毒等の薬剤散布・塗布	
	剪定等の植栽工事	
	ウッドデッキの新設	
	改修工事を伴わない窓サッシのガラスのみ修繕	
	電話・インターネット接続に関する工事	
	併用住宅の店舗部分や居住スペースのない単独納屋・単独車庫・倉庫の改修工事	
	分譲マンションの共用部分	
	協議により該当しないとされた工事	

業者選定でお悩みの際はこちら

筑紫野市すまいの相談センター

筑紫野市商工会内
☎092-922-2361

受付時間9：00～17：00　※お電話の際は、「すまいの相談センター担当へ」と一言お伝えください

工事に着手する前に申請が必要です

住宅改修工事に最大10万円の補助金が出ます！！

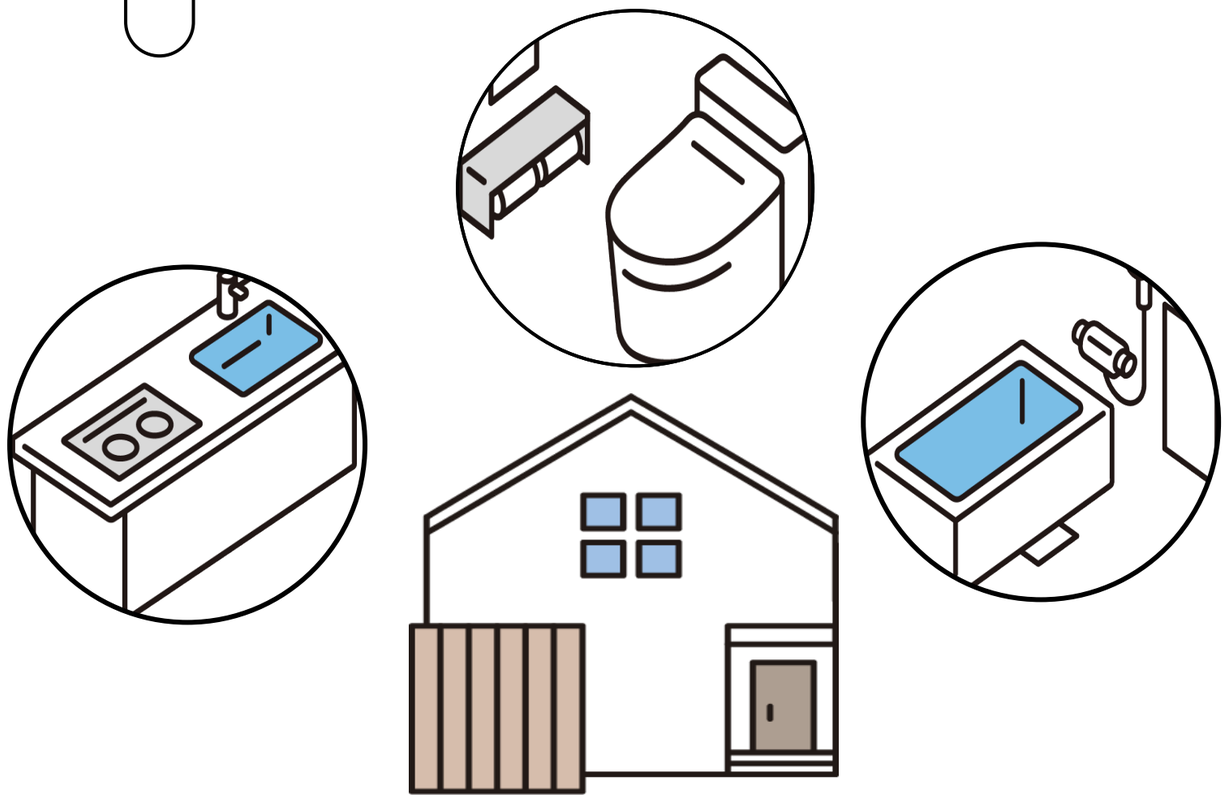

・外壁や屋根の改修・トイレの改修
・お風呂の改修　・キッチンの改修など

令和７年度筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金事業

筑紫野市役所３Ｆ　商工観光課　TEL092-923-1111(代表)

補助金の受付開始日：令和７年４月２３日（水曜日）ホームページはこちら→